

騒音規制のしおり

令和5年11月

目次

| | | | | |
|---|--------------------|-------|---|-----|
| 1 | 騒音規制地域について | | P | 1 |
| 2 | 規制の対象 | | P | 1 |
| 3 | 事業場、工場の規制について | | P | 1 |
| 4 | 建設作業の規制について | | P | 3 |
| 5 | 各種届出について | | P | 4～5 |
| ※ | 法律、条例による届出が必要な施設一覧 | | P | 6 |

佐 世 保 市

環 境 部 環 境 保 全 課

〒857-0851

佐世保市稲荷町1番8号

TEL 0956-26-1787(直通)

FAX 0956-34-4477

【定義】

法律…騒音規制法

県条例…長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（以下、「県条例」）

市条例…佐世保市環境保全条例（以下、「市条例」）

1 騒音規制地域について

(1) 規制地域

工場や事業場、建設現場等から発生する騒音から、住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域を、「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域」として指定しています。

(2) 規制地域の区分

| 都市計画法に基づく用途地域等 | 騒音規制法に基づく地域指定 | |
|-----------------------------------|---------------|---|
| | 特定施設等 | 特定建設作業 |
| 第1種低層住居専用地域 | 第1種区域 | 第1号区域 ※)工業地域内にある学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域を含む |
| 第2種低層住居専用地域 | | |
| ひうみ町、白岳町の一部 | | |
| 第1種中高層住居専用地域 | 第2種区域 | |
| 第2種中高層住居専用地域 | | |
| 第1種住居地域 | | |
| 第2種住居地域 | | |
| 準住居地域 | 第3種区域 | |
| ひうみ町、日宇町、吉井町、世知原町、小佐々町、江迎町、鹿町町の一部 | | |
| 近隣商業地域 | | |
| 商業地域 | | |
| 準工業地域 | | |
| 吉井町、世知原町、小佐々町、江迎町の一部 | 第4種区域 | |
| 工業地域 | | |
| 工業専用地域の一部 | | |
| 世知原町、小佐々町の一部 | 第2号区域 | |

※規制地域図については佐世保市ホームページからダウンロードするか、環境保全課までお尋ねください。（佐世保市ホームページ <http://www.city.sasebo.lg.jp/kankyo/kanhoz/kisekuiki.html>）

2 規制の対象

| | 対象 | | 義務 | 詳細 |
|---|--|------------------------------|---|-------------|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> 特定施設(法) 指定施設(県/市条例) | 法令等により定められているもの(P6別表参照) | <ul style="list-style-type: none"> 届出 規制基準の遵守 | P1~2 3参照 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 特定施設及び指定施設以外のもの 深夜営業のカラオケ店など 拡声器 | | <ul style="list-style-type: none"> 規制基準の遵守(県条例) | |
| 2 | 特定建設作業 | 騒音規制法により定められているもの(P3 4(1)参照) | <ul style="list-style-type: none"> 届出 規制基準の遵守 | P3 4参照 |

3 事業場、工場等の規制について

(1) 規制基準の判断地点

- ①騒音規制法による届出が必要な特定施設（別表1）
 - 県条例による届出が必要な指定施設（別表2）
 - 市条例による届出が必要な指定施設（別表3）
- } 事業場の敷地境界
- ②特定施設及び指定施設以外のもの → 影響を受けている地点(受音点(県条例))

(2) 規制基準について

対象となる事業場、工場は、各区域において、下表の規制基準を遵守する義務があります。

| 騒音規制区域の区分 | 騒音規制基準 | | |
|-----------|-----------------|-------------------------------|------------------|
| | 昼間 午前8時～午後8時 | 朝夕 午前6時～午前8時 午後8時～午後10時 | 夜間 午後10時～午前6時 |
| 第1種区域 | 50dB以下 | 45dB以下 | 40dB以下 |
| 第2種区域 | 60dB以下 | 50dB以下 | 45dB以下 |
| 第3種区域 | 65dB以下 | 60dB以下 | 50dB以下 |
| 第4種区域 | 70dB以下 | 65dB以下 | 55dB以下 |

ただし、第2種、第3種及び第4種区域内の学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲約50mの範囲内は、それぞれさらに5dB低い値が基準値となります。

(3) 届出の義務

騒音規制法、県条例、市条例に指定されている施設を規制地域内に設置しようとする場合は、各法令に基づく届出を事前に行わなければいけません。

届出の内容を変更する場合や、廃止する場合などについても、届出が必要となることがあります。

届出を行わない場合や、虚偽の届出を行った場合には、罰則の適用があります。

→ 詳細な届出方法については、P4～5を参照。

(4) 深夜営業騒音の規制(県条例)

飲食店及び喫茶店営業におけるカラオケ等の音響機器については、第1種および第2種区域においては午後11時から翌日の午前6時までの間は使用できません。ただし、営業所内から一切音が外部に漏れない場合はこの限りではありません。

(5) 拡声機騒音にかかる規制(県条例)

営業宣伝を目的とする場合は、次のような制限を受けます。

| 規制地域区分 | 移動放送における騒音規制 | 使用を禁止される時間 | | 休止時間 (移動放送の場合を除く) | 移動放送における放送時間 | 使用場所の制限(航空機の場合を除く) | 航空機による放送の旋回の規制 |
|--------|--------------|---------------|--------|----------------------|-----------------|--------------------|-----------------|
| | | 平日 | 日曜及び祝日 | | | | |
| 第1種区域 | 65dB以下 | 午後7時～ 午前9時 | 午後7時～ | 1時間につき15分以上 | 同一地域において1回10分未満 | 地上10m以上の高さからの放送 | 同一地域の上空において3回未満 |
| 第2種区域 | | | 午後7時～ | | | | |
| 第3種区域 | | | 午前10時 | | | | |
| 第4種区域 | 70dB以下 | | | | | | |

(6) 改善命令等の措置(※従わない場合には罰則があります。)

- ① 市長は、特定施設及び指定施設の設置届出、数等の変更届出及び騒音防止の方法変更届出を受けた場合、騒音が規制基準を超えることにより、周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、騒音防止の方法等の計画内容を変更するよう勧告することができます。
- ② 市長は、工場や事業所から発生する騒音が規制基準を超え、周辺的生活環境を損なっていると認めるときは、騒音防止の方法等を改善するよう勧告することができます。
- ③ ①や②の勧告に従わない場合、市長は、必要な限度において勧告に従うことを命令することができます。

4 建設作業の規制について

(1) 対象となる特定建設作業

| | |
|---|--|
| 1 | くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガと併用する作業を除く） |
| 2 | びょう打機を使用する作業 |
| 3 | 削岩機を使用する作業（作業点が連続的に移動する作業にあつては、1日における2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。） |
| 4 | 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、原動機の定格出力15kW以上）を使用する作業（削岩機の動力として使用する作業を除く。） |
| 5 | コンクリートプラント（混練機の混練容量0.45m ³ 以上）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量200kg以上）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） |
| 6 | バックホウ（原動機の定格出力80kW以上）を使用する作業 |
| 7 | トラクターショベル（原動機の定格出力70kW以上）を使用する作業 |
| 8 | ブルドーザー（原動機の定格出力40kW以上）を使用する作業 |

※1馬力≒0.75kW

(2) 特定建設作業にかかる規制について

騒音規制法に指定された建設作業を行おうとする場合は、特定建設作業として、作業開始日の7日前まで（届出日および作業開始日を含まない）に届出なければいけません。

特定建設作業には、以下の規制が適用されます。

| | 敷地境界線 上における 騒音規制 | 作業を行ってはい けない時間 | 1日における 作業時間 | 同一作業にお ける作業期間 | 日曜日、その他 の休日の作業 |
|-------|------------------------|-------------------|----------------|-----------------------|-------------------|
| 第1号区域 | 85dB 以下 | 午後7時 ～午前7時 | 10時間以内 | 連続して 6日を超えない こと | 禁 止 |
| 第2号区域 | | 午後10時 ～午前6時 | 14時間以内 | | |

※緊急を要する場合や道路工事等で夜間に作業を行うこととの条件が警察署より付された場合など、作業を行ってはいけない時間については適用除外規定があります。

(3) 改善命令等の措置（※従わない場合には罰則があります。）

- ① 市長は、特定建設作業から発生する騒音が規制基準を超え、周辺的生活環境を損なっていると認めるときは、騒音防止の方法や特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができます。
- ② 市長は、勧告を受けたものがその勧告に従わないときは、必要な限度において勧告に従うことを命令することができます。

(4) 特定建設作業以外の建設作業に係る規制基準（県条例）

午後9時から午前6時までは、騒音を発生させてはいけません。ただし、緊急を要する場合等については、適用除外規定があります。

5 各種届出について

【法律/県条例/市条例に係る届出】

| 各種届出が必要な場合 | 届出書の名称 | | 届出時期 | 添付書類等 |
|---|-------------|------------------------|-------------------------------|---|
| 対象施設を設置しようとする場合 | 法律 | 特定施設設置届出書 | 設置工事開始の 30日前まで | ① 特定施設の配置図 ① 付近の見取り図 |
| | 県条例 | 指定施設設置届出書 | | |
| | 市条例 | 指定施設設置届出書 | (同)60日前まで | |
| ① 法令改正などで、新たに規制地域となった際、既にその対象施設を設置している場合 ② 法令改正などで、新たに対象施設となった場合 | 法律 | 特定施設使用届出書 | 規制地域となった日、または対象施設となった日から30日以内 | |
| | 県条例 | 指定施設既設置届出書 | | |
| | 市条例 | 指定施設既設置届出書 | | |
| 対象施設の種類ごとの数を変更する場合 ※対象施設の種類ごとの数が2倍を超えて増加する場合 | 法律 | 特定施設の種類ごとの数等変更届出書 | 変更に係る工事の開始の30日前まで | |
| | 県条例 | 指定施設の種類ごとの数変更届出書(騒音関係) | | |
| | 市条例 | 指定施設一部変更届出書 | | (同)60日前まで |
| 対象施設の騒音防止の方法を変更する場合 ※県条例の届出様式は同条例の数変更届のものと同じ様式です。 | 法律 | 騒音の防止の方法変更届出書 | 変更に係る工事の開始の30日前まで | 必要に応じ、 ① 特定施設の配置図 ② 騒音防止の方法に関する資料 |
| | 県条例 | 騒音の防止の方法変更届出書 | | |
| | 市条例 | 指定施設一部変更届出書 | | |
| 届出を行った者の氏名、住所及び法人にあっては代表者の氏名並びに工場、事業場の名称、所在地の変更があった場合 | 法律 | 氏名等変更届出書 | 変更日から30日以内 | |
| | 県条例 | 氏名(名称・住所・所在地)変更届出書 | | |
| | 市条例 | 氏名等変更届出書 | | |
| 対象施設をすべて廃止した場合 | 法律 | 特定施設使用全廃届出書 | 廃止日から30日以内 | |
| | 県条例 | 指定施設使用全廃届出書 | | |
| | 市条例 | 指定施設使用廃止届出書 | | |
| 届出を行った者から特定施設を譲り受け、借受けた場合又は相続、合併があった場合 | 法律 | 承継届出書 | 承継日から30日以内 | |
| | 県条例 | 承継届出書 | | |
| | 市条例 | 指定施設承継届出書 | | |
| 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合 | 特定建設作業実施届出書 | | 対象建設作業の開始日の7日前まで | ① 工事工程の概要を示す日程行程表 ② 周辺見取り図 |

【届出先】

| | |
|---------------------------------|-----------------|
| 騒音規制法/県条例/市条例に係る全ての届出(下記の場合を除く) | 佐世保市 環境部 環境保全課 |
| 電気事業法及びガス事業法に該当する施設の場合 | 経済産業省 九州産業保安監督部 |

※届出の提出方法について

【窓口・郵送で提出】

- (1) 提出部数：2部（うち1部コピーでも可）
- (2) 提出先：〒857-0851
佐世保市稲荷町1-8 佐世保市環境センター
環境部 環境保全課窓口（2階）
- (3) 届出様式：各種様式は、佐世保市ホームページ「環境保全課に係る届出様式・資料等ダウンロード」からダウンロードできます。
(<https://www.city.sasebo.lg.jp/kankyo/kanhoz/downloadyoushiki.html>)

【インターネットで提出】

一部の届出書については、オンライン申請システムが利用できます。
スマートフォンやパソコンから24時間いつでも提出が可能です。ぜひご利用ください。



別表1 騒音規制法による特定施設

| | |
|----|--|
| 1 | 金属加工機械 |
| | イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。） |
| | ロ 製管機械 |
| | ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。） |
| | ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） |
| | ホ 機械プレス（呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。） |
| | ヘ せん断機（原動機の定格出力3.75kW以上のものに限る。） |
| | ト 鍛造機 |
| | チ ワイヤフォーミングマシン |
| | リ ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。） |
| | ヌ タンブラー |
| | ル 切断機（といしを用いるものに限る。） |
| 2 | 空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）及び送風機（原動機の定格出力7.5kW以上のものに限る。） |
| 3 | 土石用又は鉱物用の砕破機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力7.5kW以上のものに限る。） |
| 4 | 織機（原動機を用いるものに限る。） |
| 5 | 建設用資材製造機械 |
| | イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のものに限る。） |
| | ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。） |
| 6 | 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。） |
| 7 | 木材加工機械 |
| | イ ドラムバーカー |
| | ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。） |
| | ハ 碎木機 |
| | ニ 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。） |
| | ホ 丸のこ盤 |
| | ヘ かな盤（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。） |
| 8 | 抄紙機 |
| 9 | 印刷機械（原動機を用いるものに限る。） |
| 10 | 合成樹脂用射出成形機 |
| 11 | 鋳型製造機（ジョルト式のものに限る。） |

別表2 県条例による騒音の指定施設

| | |
|---|------------------------------------|
| 1 | 冷凍機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。） |
| 2 | クーリングタワー（原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る。） |
| 3 | 板金作業又は製缶作業を行う作業場 |
| 4 | 鉄骨又は橋梁の組み立て作業場（現場作業を除く） |

別表3 市条例による騒音の指定施設

| | |
|---|--|
| 1 | 金属又は石材の表面処理に使用する研磨機（屋内及び屋外の作業場面積の合計が200 m ² 以上のもの。） |
| 2 | セメント製品製造業の用に供する成形機（動力を用いるもの。） |

（参考）1馬力≒0.75kW